

# 一九世紀イギリスの売官制

——陸軍士官の任官・昇任・退官——

村岡健次

【要約】 イギリス陸軍士官の任用制度は、一九世紀後半の一八七一年にいたるまで、その多くの部分が、なお、中世後期に起源する売官制によって支えられていた。このことは、当時のイギリスが経済の最先進国であったことを考えると、何か奇異に感じられるが、当時のこの国の軍事制度が依拠していたまぎれもない一つの現実であった。この前近代的な陸軍士官職の売官制は、イギリス史研究の専門家の間では、今日までそれなりに注目され、また、それなりに論じられてきたが、その専門家たちの研究・述作においても、この制度の仕組みそのものが詳述されることは、意外と少なかった。本論は、そのような研究史を踏まえ、このところ筆者が進めている一九世紀イギリス軍制史研究の一環として、これまでその割になおざりにされてきたこの売官制の仕組みそのものを、一九世紀中葉の時点を中心に取り上げ、その歴史的特質の一端を明らかにしようとするものである。

史林 七五巻五号 一九九二年九月

## はじめに

一九世紀のイギリスは、工業化の先陣を切った「最初の工業国家」(P・マサイアス)で、「世界の工場」と称えられた経済の最先進国であった。国内においては、その経済の分野ではもちろん、政治の分野でも自由主義が政策のプリンシプルとなり、議会制度が国制の最高機関として盤石の地位を築き上げていた。だがその反面この国では、大陸の諸国とは異なっており、一八・九世紀にいわゆる市民革命を経験することがなかったため、一八世紀末の貴族・ジェントリを中心とするジェ

ントルマンの政治支配が一九世紀へと存続し、それに見合って伝統的な諸制度が社会の多方面にわたっていつまでも生き続けることになった。この傾向はとりわけ政治の諸制度において著しく、国制の最高機関として盤石の地位を誇った議会議度にしても一九世紀のそれはけっして民主的なものではなく、その実質は貴族・ジェントリとジェントルマンの寡頭支配を支える恰好な政治装置でしかなかった。同様にして、その議会制度をとりまく他の国家権力の諸制度、すなわち君主制度、国教会制度、公務員制度、司法制度、エリート教育制度など、どれをとっても、伝統的な権威と機能に依存しないものはなく、いずれも貴族・ジェントリとジェントルマンの支配の現実に照応する性格をもっていた。

ところで陸軍士官の任官・昇任・退官をめぐる制度は、これらの諸制度の中でもっとも前近代的な性格をもつものといつてよかつた。というのもこの制度は、一九世紀の後半にいたるまで、なんと売官制(purchase system)によって運営されてきたからである。なるほど売官制といっても、任官・昇任・退官の人事いささがさうであつたわけではなく、また一九世紀において売官制が行われていたのは近衛(Guards)・騎兵(Cavalry)・歩兵(Infantry)各連隊の少尉から中佐にいたる士官職についてで、それより上の大佐と将官、少尉より下の下士官(non-commissioned officers——通常NCOsと略される)はその限りではなかつた。また、より専門的な知識と技能を要求される砲兵士官と工兵士官もその限りではなく、この分野では、すでに一八世紀末、任官資格としては陸軍砲兵士官学校(Royal Military Academy, Woolwich)を卒業することが、また昇任の基準としては先任順(seniority)が、人事の原則となつて<sup>①</sup>いた。だがそうはいえ、当時のイギリス陸軍(常備軍のこと。民兵・ヨーマンリ、それにインド陸軍は含まない)を構成した最たる部分が上記した近衛・騎兵・歩兵の各諸連隊であつてみれば(後の表1を参照)、売官制が当時の陸軍士官任用制度の中核的・基本的部分であつたことは疑いのないところで、誰もそのことを事実として否定するわけにはいくまい。実際この制度は、まさにそのことのゆえに、とりわけクリミア戦争(一八五四―五六)において陸軍軍制の非効率性が暴露されたとき、チャールズ・トレヴェリアンをはじめとする中流進歩的分子の厳しい指弾にさらされることになつた。だがにもかかわらず、この制度はその後ともあいかかわらず生き続ける。そ

してそれが廃止されたのは、やっと一八七一年、第一次グラドストーン内閣の陸相エドワード・カードウェルによる軍制改革の一環としてであった。

ところでこのカードウェルの改革は、かつての概説では、一九世紀イギリス軍制史における最大の変革として、また第一次グラドストーン内閣の自由主義的改革の眼目として位置づけられ、概してその革新性が強調された。とりわけ陸軍士官職売官制の廃止は、上院の審議延期によって事実上否決されたあと、内閣が非議会的な手段を用いてその廃止を強行したという事情もあって、とくにその革新性が強調されるくらいがあった<sup>②</sup>。だがその後の最近にいたるこの問題についての諸研究は、カードウェル改革の効果に全般的な疑問を投げかけており、陸軍士官職売官制の廃止についても、それがただちに陸軍におけるジェントルマン支配の崩壊につながるものではなかったことが指摘されるにいたっている<sup>③</sup>。というわけで近年、軍制史の分野では、カードウェル改革の再検討が急がれているわけだが、以下の本稿ではそれにとりかかる前提として、この陸軍士官職売官制の具体的な仕組みそのものを取り上げることにした。というのもこの制度は、一つの歴史的形作物としてはなほだ複雑な仕組みをもっており、そのせいもあってか、今日まで、専門の史家によってこの制度が取り上げられても、この制度の仕組みそのものが取り上げられることは意外に少なかったからである。カードウェル改革についてはその上で、別に稿を改めて論じたいと思う。

- ① *Report of the Commissioners appointed to inquire into the System of Purchase and Sale of Commissions in the Army, 1857* (以下 *Report of the Purchase Commission, 1857* 以下) p. xx.
- ② 以下 E. Halévy, *A History of the English People in the Nineteenth Century*, 4 (Part II by R. B. McCallum) 1951, pp. 445-6; Anthony Wood, *Nineteenth Century Britain 1815-1941*, 1960, pp. 327-9 etc.
- ③ 近年の主な研究は、以下を参照せよ。

- 代表的なものとして、以下を参照。Albert V. Tucker, 'Army and Society in England: A Reassessment of the Cardwell Reforms', *Journal of British Studies*, 2, No. 2, 1963; Norton Holmes Moses, *Edward Cardwell's Abolition of the Purchase System in the British Army, 1868-1874: A Study in Administration and Legislative Processes*, Ph. D. Thesis, Univ. of London, 1969; W. S. Hamer, *The British Army: Civil-Military Relations 1885-1905*, 1970, Ch. I etc.

I 一九世紀売官制の前身

最初に陸軍士官職売官制の歴史を簡単に振り返っておくのが便宜であろう。

陸軍士官職売官制は、王政復古後の常備軍形成過程の中ですでにその不可欠な制度的一環となっていた。一八五七年の陸軍士官職売官制に関する王立委員会報告書は、ウイリアム・テンブル卿の回想録の記述、ウイリアム・ブレイスウエイの書簡などを史料的根拠に挙げ、その状況を次のように説明している。

「この国の常備軍について記録が存するその当初から、陸軍士官職の売買は、すでにその制度的権威を確立していたものようである。王政復古に際し国王に仕候する近衛軍が創設された。この軍団はチャールズ二世の信奉者と追従者から構成された。この軍団では士官のみならず兵士までもが、軍役から退く時には、前もって王によって承認された人物にその地位を売却することが許されていた。この時期には政府の文官の職も、購入によって取得することが公認されており、陸軍におけるこのような制度の採用も、当時の公務員職一般の習慣にならったものであった。國務大臣の地位が、著名な政治家によっても、五〇〇〇ポンドを支払わなければ獲得されなかったのだから、軍需部長官のポストが購入されたり、最高司令官が辞任するに際して金銭上の補償を受けたりしたとしても、べつに驚くにはあたらない。一六八一年、チャールズ二世は近衛軍の指揮官の地位をラッセル大佐から購入し、それを、それまで軍務経験のまったくなかった息子のグラフトン公に与えたのであった<sup>①</sup>。

この説明は、陸軍士官職売官制の歴史的な成立を、史料の裏付けのもとに述べたものとして標準的なものといつてよいが、陸軍士官職売官制の歴史的起源そのものは、ここで述べられている時点よりも遙かに古く、それが中世後期の傭兵軍団にあることは疑いをいれない<sup>②</sup>。この傭兵軍団にあっては、戦争の収益（略奪品・捕虜の身代金など）は傭兵隊長、各分隊長のポストに応じて配分されたが、そもそもその軍団自体、隊長なり各分隊長が自分で集めたものであったので、隊長・分隊長のポスト自体も、その配下の兵員もろともに売却が可能であった。中世後期の君主と絶対王政の君主は、この傭兵軍

団を必要に応じて雇用し、それを少しずつ、たとえば軍隊徵集権を彼の信頼する臣下のみ委任するといった手段を導入するなりして、彼ら君主の意向に沿う国民的な軍隊へと変容させていった。<sup>③</sup>だがこの過程でも、軍団もろとも隊長のポストを売却する習慣は基本的に変わらなかった。なるほどこの国王軍成立の歴史の流れは、イギリスの場合、ピューリタン革命時にクロムウェルによるニュー・モデル軍の形成によって中断された。<sup>④</sup>だがそれは、前記委員会報告書の説明にもあったように、チャールズ二世の新設近衛軍において復活し、以後この国の常備軍制度の楨幹として定着することになったのであった。

士官職の売買は、英語では「commission (将校任命辞令)を売買する」といういい方で表現される。だが一九世紀において実際に売買されたのは、辞令そのものではなく、位階ないし連隊内のポストであったので、本論では適宜、位階・士官職・ポストの売買といった表現を用いようと思う。ただそれとの関連でこの際一つ注意しておきたいのは、一九世紀中葉においても大尉についてはなお to sell or buy a company という表現が普通に用いられており、また一八世紀には大佐について to sell or buy a regiment と同じ表現が用いられているという事実もある。同じく company とは中隊を意味し、それは中世後期・近代初期における傭兵ないし国王軍隊の最大の軍団単位であった。この単位はその後戦術上の必要から拡大され、エリザベス時代には一〇個中隊ほどを一まとめにした連隊 (regiment) が新しい単位として登場し、一七世紀以降それが通常時における最大の軍団単位となっていた。<sup>⑤</sup>だから「中隊の売買」、「連隊の売買」という上記二つの表現は、まさに傭兵時代の軍団売買の習慣を映し出していたわけだが、それに止まらずこの二つの表現は、軍団売買がなくなった一九世紀においてもなお一定の意味をもっていた。というのも一九世紀の陸軍士官職売官制は、各連隊を単位にその中で行われることを原則としており、それがこの制度を理解する上での一つのポイントをなしているからである。ちなみに一九世紀の士官は連隊位階 (regimental rank) と陸軍位階 (army rank) の二つの位階をもっており、売買されたのは常に前者の連隊位階であった。この二つの位階は、通常彼において一致していたが、もし軍功のゆえに彼の位階が上が

るとすれば、それは陸軍位階の方で、彼の連隊内の位階、すなわち連隊位階には変化は生じなかった。だがもし彼がその後、その連隊を離れ別の連隊に移動するとすれば、彼の新しい連隊内での連隊位階は彼の昇進した陸軍位階のそれになり、そこでその昇進した位階での売買がはじめて可能になった。

その後一七世紀末葉から一九世紀初頭にかけて、売官制に関しどのような制度上の変更ないし進展があったかは、その都度そのために発せられた勅令状（Royal Warrant）、総司令官の命令、さらには議会立法（一六八九年を最初に、一八世紀以降年々可決された軍罰法などを通じて確認することが可能となる<sup>⑥</sup>）だが、それらの制度上の変更ないし進展がなぜまたどのようなになされたのかという事実関係の経緯については、いまだ十分に研究されていないのが実状である。それゆえ断定的なことをいうのは時期尚早の感がないでもないが、A・ブルースの最近の研究にしたがってあえていえば、一七世紀末葉以後一九世紀にいたるこの時期の売官制史の大筋は、それをめぐる王権と議会・軍関係者との綱引の間で、議会制優位の事情を反映しつつ売官制が現実的な制度として肯定され、その方向で制度の整備と浄化が図られていった点にあったと見てまず大過ないように思える。売官制の実質が当該士官の位階の売買であるよりはむしろ彼の配下の軍団の売買であったという事情は、一八世紀の中葉にいたるまでなお変わらなかった。その状況の中で王権の側は、王権の軍にたいする支配権の強化を強く望み、とくにウイリアム三世とジョージ一世は、売官制そのものを腐敗とみなし、その廃止のための政策を強く推し進めた。だがいっぽう、議会と軍関係者の貴族・ジェントリは、常備軍に依拠する王権の強大化と売官制廃止に伴う財政負担の増大を欲せず、また軍団の売買を伴う売官制は、まさに貴族・ジェントリの政治権力が拠って立つ一支柱であったから、王権による廃止政策は、彼らの抵抗によって、実施されても実効の挙がらないまますべて挫折してしまいい、結局一七二〇年、勅令状によって連隊内各位階の公定価格（Regulation Price）が定められ、ここに売官制は法的に制度として確定された。そしてこうして定められた公定価格と市場価格の差は、割増価格（Over-regulation price）と呼ばれて違法とされたが、そのための禁止措置はまったく守られず、表面上は公定価格のみを支払い、裏で同時に割増価格を支払う

行為が黙認され、この違法の取引慣行が常態となって、以後売官制そのものが廃止される一八七一年まで存続することになってしまった。

こうして売官制は、まさに中世に起源する前近代的なものでありながら、王政復古以後、近代イギリス軍制の一支柱として整備され一九世紀へともたらされた。そしてその間に公定価格の時々の改定をはじめとして、いふなればその前近代的な売官制の近代化をはかるという形での実に数々の部分的な改革・改定が行われた。それらの改革・改定の中で、大佐のポストが売官の対象から排除されていたという事態は、思うに特筆されてしかるべき最大の改革であった。というのもこの改革は、連隊という軍団の売官を禁止することによって、売官制そのものは残るにしても、その中のもっとも中世的な傭兵制的部分に終止符を打つものであったからである。連隊は、一七世紀以降一九世紀にかけての軍団の最大の単位で、かつ前述のとおり、一九世紀においてさえ売官制が機能する基本的な枠組であった。だがこの連隊は、一八世紀中葉にいたるまで、なおそれを統率する大佐すなわち連隊長(colonel)にはこの両方の意味がある)の私的軍団という性格をもち、大佐のポストの売買とは、実は連隊そのものの売買にほかならなかった。一八世紀中葉のイギリス陸軍は、なるほどすでに国王の常備軍とはなっていたが、いまだ連隊長の傭兵ないし私兵集団に転化する可能性を常に持ち続けていたのである。それゆえ統帥権の強化をめざした一八世紀の歴代の諸王は、連隊長の売官には繁く干渉し、その結果、連隊長の売官は一七六二年の事例を最後に跡を絶った。こうして大佐(とそれ以上の位階)は、以後売官の対象から除外されることになったのである。<sup>⑧</sup>

さて以上で、一九世紀初頭にいたるまでの売官制発展史の大筋は、ほぼ明らかになったであろう。そこで以下、話を売官制が廃止される最終段階の一九世紀中葉に引き戻して、本題である売官制の仕組みの検討にはいりたいと思う。だがその前に、売官制の全体的な規模を俯瞰する意味で、表を二つ提示しておきたい。一つは一九世紀中葉時の陸軍兵力の兵種別構成(表1)、他は売官制の行われていた連隊の数とそれに所属した士官数の一覧(表2)で、それぞれ統計の完備してい

る年を選んで示した。当時の陸軍において売官制のもった比重の大きさが知られるであろう。

表1 陸軍兵力の兵種別構成（1861年）

総数 (士官と兵士)	内訳 (%)					
	歩兵	騎兵	砲兵	工兵	輸送	衛生
221,604	75.2	8.9	12.4	2.0	1.0	0.5
	計	84.1 (売官制)		15.9 (非売官制)		

(典拠) *General Army Return of British Army*, P.P. XLIII in: A. R. Skelly, *The Victorian Army at Home*, 1977, p. 18.

表2 売官制の下にある連隊(数)と将校の実員数（1856年）

連隊の種類		連隊数	階					
			中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	計
近衛	騎兵第1	2	2	2	16	17	15	52
	騎兵第2	1	1	1	8	8	7	25
	竜騎兵	7	7	7	57	54	18	143
	計	10	10	10	81	79	40	220
	歩兵	3	3	7	68	100	43	221
	騎兵	16	21	22	135	172	47	395
	歩兵	99	176	207	1398	1750	305	3836
その他	ライフル旅団	1	5	6	43	44	7	105
	植民地守備隊	9	13	12	78	181	9	293
	計	10	18	18	121	225	16	398
総計		138	228	264	1803	2326	451	5072

(典拠) *Report of Purchase Commission*, 1857, Appendix II, pp. 237-263 より作成。

- ① *Report of Purchase Commission*, 1857, p. xix.
- ② 中世後期から近世初期にかけての傭兵制度の概要については、京大西洋史研究室編『傭兵制度の歴史的研究』（比叢書房、一九五五年）pp. 3-9. に一応の説明がある。だがこの説明は、大陸諸国にはあてはまっても、必ずしもイギリスにはあてはまらない。
- ③ Anthony Bruce, *The Purchase System in the British Army 1660-1871*, 1980, pp. 7-8.
- ④ *Ibid.*, p. 12; Corneil Barnett, *Britain and Her Army 1509-1970*, 1970, p. 98.
- ⑤ Barnett, *op. cit.*, pp. 44-5, 136.



④ 一八世紀以後一八七一年にいたるまでに売官の規則と価格がどう改定されたかについては、一八五七年の売官制に関する王立委員会報告書と一八七〇年の割増価格に関する王立委員会報告書とが、その間の主要な命令、おもな勅令状の主要部分、価格の改定表などを付録として収録している。本論も少なからず多くをこれらに依つた。*Report of Purchase Commission, 1857, Appendix I; Report of the Commis-*

*sioners appointed to inquire into Over-Regulation Payments on Promotion in the Army, 1870 (以下 Report of the Commission for Over-Regulation Prices, 1870 と略)、Appendices I-IV.*  
⑤ *Bruce, op. cit., p. 17E.*  
⑥ *Ibid., pp. 27-8; Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 3813-3815.*

## II 売官制の仕組み

### A 任官について

一九世紀の中葉、売官の対象となる騎兵士官・歩兵士官の任官・昇任の人事権は、陸軍総司令官 (Commander-in-Chief) の掌握するところで、これらの人事権は、一八七〇年にいたるまで、なお彼を介して行使される国王の大権事項に属した。この国ではこの年にいたるまで、この士官の人事権のみならず統帥権さえ、なお議会による統制の外にあった。それゆえ任官を欲する者 (一六歳から一九歳までの者) は、まず総司令官の総務幕僚である *Military Secretary* を通じて総司令官部 (*Horse Guards*) に任官の申請書を提出した。ただ近衛諸連隊については、各連隊長が伝統的に任官者の推挙権 (*Patronage*) を持ち、かつ事実上その人事の決定権をも掌握していたので、近衛連隊への任官を希望する者は、その当該連隊に直接申請する必要があった。申請書が提出されると、*Military Secretary* は、これら申請者の年齢・履歴・人格・家柄などを調べ、適格となれば総司令官の命令でその名をリストに登録した。また近衛諸連隊では、各連隊長が同様のことを行い、任官希望者のリストを作成して、これを管理した。①そして任官は、これらのリストにより、少尉のポストに空席が生ずるに依りて行われたが、その場合、購入による場合 (*purchase*) と購入によらない場合 (*non-purchase or without purchase*) の二種類のケースがあった。

購入によらない場合の最たるケースは、陸軍士官学校 (Royal Military College, Sandhurst——以下サンドハーストと呼ぶ) を通ずる場合である。サンドハーストは、専門的な知識と技能に秀でた騎兵と歩兵の士官の養成を目的として一八〇一年に創設されたが、この学校が所定の課程の修了者にたいして行う最終試験の合格者のうち、最上位に属する卒業生には、購入によることなしに任官の機会が与えられた。そしてその最上位のグループには及ばなかったが、とにかく最終試験に合格した残余の者には、購入によって任官する資格が与えられた。そのほかサンドハーストの *Queen's cadets* と *Indian cadets* (いずれも授業料免除の特待生。前者は勤務中に死亡した陸海軍・海兵隊の士官の遺児、後者はインドで女王陛下にないし東インド会社の軍人・官吏として勤務した者の子弟) にも、同学校の行う所定の資格試験に合格しさえすれば、購入によらない任官の機会が保証された。<sup>②</sup> また年功・実績の際立った何人かの下士官からの進級者にも購入によらない任官が保証された。だがイギリスの士官の社会は、売官制に支えられたために、表3からも察せられるように、他国のそれに比べて下士官からの参入者は非常に少なく、それだけに均質なジェントルマン社会であった。

いっぽう購入によって任官を志望する者には、今のべた最優秀ではないがサンドハーストの最終試験に合格した者と総司令部に申請してその登録リストに載せられた者の二種類があったが、この後者の人々も、一八四九年以降、リストに載るに先立って所定の資格試験に合格しなければならないことになった。といってもその試験のレベルはそう高くはなく、失敗する者の数はきわめて少なかった。<sup>③</sup>

年々の任官者数は、戦時と平時とでは著しく異なった。表3は、一八四九年から五五年にかけての年々の任官者の内訳と総数を示したものである。勤務期間中の死亡によって生じた空席は、後にも述べるが、購入によらない任官で埋められた。五四・五五年に購入によらない任官が増えているのは、いうまでもなく、この時期がクリミア戦争期で多数の戦死者がでたことによっている。

次に購入による任官の価格は、表4の少尉の欄に示した通りである。この価格表は、一八二一年に勅令状によって定め

表3 近衛・騎兵・歩兵各士官の任官者数（1849—55年）

	購入による	購入によらない	サンドハーストから	下士官から	計
1849	338	74	25	24	461
1850	370	3	23	10	406
1851	299	56	26	30	411
1852	325	63	30	19	437
1853	339	58	32	21	450
1854	372	319	50	121	862
1855	338	1271	17	110	1736

(典拠) *Report of Purchase Commission, 1857, Appendix XII*

表4 1821年の勅令状で定められた各位階の公定価格とそれらの間の差額(括弧内)  
(単位£)

	近衛騎兵第1連隊	近衛騎兵第2連隊	近衛歩兵連隊	近衛竜騎兵連隊と騎兵連隊	歩兵連隊
少尉	1260	1200	1200	840	450
中尉	1785( 525)	1600( 400)	2050( 850)	1190( 350)	700( 250)
大尉	3500(1715)	3500(1900)	4800(2750)	3225(2035)	1800(1100)
少佐	5350(1850)	5350(1850)	8300(3500)	4575(1350)	3200(1400)
中佐	7250(1900)	7250(1900)	9000( 700)	6175(1600)	4500(1300)

(典拠) *Report of Purchase Commission, 1857, Appendix I, (18).*

は、そのときの状況とか購入者の資力とかに応じてさまざまであったが、近衛連隊士官と騎兵士官の諸ポストは、しばしば公定価格を上回るほどに高額であった。だが、その割増価格にも、市場の趨勢によっておのずとそれなりの相場が形成された。表5はその一例で、一八七〇年の割増価格に関する王立委員会が騎兵・歩兵の各士官について調査したものである。なお、この表にはないが、近衛士官の割増価格が、これらの額よりはるかに高かったのはいうまでもない。

られた。さしあたりこの表から、歴史が古く権威の高かった近衛諸連隊の高価格が目されるだろう。だが任官は、通常少尉より上の位階に空席が生じ、それを順次埋めていく昇任の連鎖の最後に生ずるものなのだから、より立ち入ったことは、次の昇任の項と一緒に説明することにした。

### B 昇任について

任官についてと同様、昇任についても、購入による場合と購入によらない場合の二つのケースがあった。購入による場合の各位階の公定価格は、上掲の表4の通りである。この表は、一八六〇年に通常の(すなわち近衛連隊には属さない)騎兵士官の額が歩兵士官の額と同額にまで引き下げられたばかりは変わることなく、廃止時の一八七一年まで通用した。いっぽう闇の非法な割増価格の額

表5 騎兵士官と歩兵士官の平均的割増価格と  
各位階間の差額（括弧内）（単位£）

	騎兵士官		歩兵士官	
	割増価格	退官時の受取額	割増価格	退官時の受取額
少尉	450	450		450
中尉	700(250)	1275	100	800
大尉	1800(1100)	4381	700(600)	2500
少佐	3200(1400)	7381	1500(800)	4700
中佐	4500(1300)	10475	2500(1000)	7000

(注) 1860年に騎兵士官の公定価格は引き下げられ、歩兵士官のそれと同額になった。

(典拠) *Report of the Commission for Over-Regulation Prices*, 1870, p. xii.

任官・昇任にあたっての売官の仕組みは、千差万別なケースがあるためそれらに依じて実に複雑で、それらのすべてをここでいちいち説明するのは不可能に近い。そこでここでは、以下その仕組みの骨格と考える諸部分だけを、モデルを設定しながら説明することにする。まず初めに一つの前提として、次の当然の事実を前もって確認しておくのが便宜かと思う。それは一八七一年の改革にいたるまで、イギリス陸軍士官の武官官僚制には、一部の例外を除き年金制・定年制は導入されていなかった、別言するなら、その前近代的な売官制は、それを補完する half-pay の制度（後述）とともに、近代的・現代的な年金制・定年制の代替物として機能していたということである。この売官制のもとで例外的に年金を支給されたのは、勤務の間によほどの功績のあったほんの少数の者だけであった。

昇任は、原則として連隊ごとに（ということは、それぞれの連隊の中で）購入による場合と購入によらない場合の二系列に沿って行われた。売官制 (purchase system) と呼ばれながら、すべての任官・昇任が売官（購入）に依ったわけではない（このことは、この制度を理解するに当たって留意しなければならないポイントの一つである。各連隊において、昇任は、購入によらない場合は各位階に属する全士官の先任順の順位を、また購入による場合は購入による昇任を希望する全士官の先任順を、それぞれ無視して頭越しに行われてはならず、この原則は、長い間の慣習として今や不動のものとなっていた。<sup>④</sup>）そして各連隊は、年に四回、全士官の先任序列を位階ごとに、購入によるよらないの別を示して先任順にリストアップし、連隊長がそれぞれの士官につき、昇任にあたって彼の適性と、彼が購入による昇任希望者であればその購買能力を保証した上で、そのリストを総司令部の Military Secretary に提出した。<sup>⑤</sup>

昇任のもっとも重要な場合は、いうまでもなく、それが売官によって行われる場合であった。中佐以下の各士官は、辞任するとき、彼が任官・昇任に際し支払った金額を売官によって取り戻す「強い要求権」をもつとされており、これが本売官制を支える根本の大原則であった。それゆえ売官は、その当該位階を購入によって得た（あるいは得てきた）保有者、ないし後述のように、一定年限勤務して当該位階の売却資格を得た保有者が軍籍を離れるときに限って行うことができ、また当該位階を購入によって得てきた保有者は、その勤務年限に関係なくいつでも自由にその位階を売却することができた。⑦そして任官と昇任は、上記したリストに準拠して行われたが、その場合総司令部の人事当局は、上から闇雲にこのリストを押しつけるのではなく、昇任ないし退任する当事者たちの間に立って取引を仲介しながら、不正を見張るレフリーの役割をも演じた。当局は売りに出されたポスト（位階）にたいし、前記のリストにもとづいて適切な買い手の士官を選択し、売り手・買い手双方の意向・条件をよく確かめ、売り手にはその買い手が勤務年限や専門的能力においてその地位を継承する十分な資格があることを保証し、話がまとまったとなれば、双方のエイジェントを通じて金銭の授受をできるように指示した。なお売り手と買い手は、この間にあって、直接交渉することはあっても直接金銭の受け渡しをすることはなく、それはすべて当局の公認したエイジェント（army agents）を通じて行われた。任官・昇任の人事は、このエイジェントを通じての金銭の授受が確認されたことをもって完了したと見なされ、その氏名が官報に掲示された。⑧

ここで、任官と昇任を一貫して購入で獲得してきたある歩兵連隊の中佐が、軍籍を離れる決意をして、そのポスト（位階）を売る場合を考えてみよう。この売官にもとづく昇任の特徴は、すでに指摘した通り、かならず購入による昇任希望者が昇任しなければならないという点にあるわけで、それゆえ、その中佐のポストには購入を希望する先任順位第一位の少佐が昇任し、以下まったく同様にして順次空席となる少佐、大尉、中尉のポストにそれぞれすぐ下の位階から購入を希望する先任順位第一位の者が昇任し、最後に空いた少尉のポストに購入順位第一位の任官者が任官リストから任官して、こうして売官制による任官・昇任の連鎖が形成された。そして各位階のポストの売買が表4にしたがって行われ、まず少尉任

官者が四五〇ポンドを、各昇任者がそれぞれに昇任する位階との差額、すなわち少尉が二五〇ポンド、中尉が一〇〇ポンド、大尉が一四〇〇ポンド、少佐が一三〇〇ポンドを中佐に支払い、中佐はその合計の四五〇〇ポンド（すなわち公定価格）を受け取って退官していった。

だが実際の取引は、むしろそれに割増価格が付加されて行われた。任官・昇任のすべてないしその一部を購入によって獲得してきた士官は、その際、大抵は割増価格をも支払ってきたので、たとえ違法でも退官時にそれを取り戻すのは彼の権利であると通常考えていた。各士官は公認のエイジェントのところに正式の口座とは別にもう一つの口座を持っており、割増価格の取引はこの後者の口座を通じてむしろ非公式に行われた。<sup>⑤</sup> 今表5によるとするならば、上記中佐の場合その割増価格は相場で二五〇〇ポンドということになるが、この場合も各昇任者が表に示された差額（ただし中尉は一〇〇ポンド）を支払い、中佐はその合計額を受け取った。その取引の際、購入による昇任を希望する先任順位第一位の少佐が彼に要求された金額を、たとえば割増価格が高過ぎて支払えず、それゆえ交渉不成立となれば、当該の中佐は順位第二位の少佐の意向を尋ねることができ、そこで交渉が成立すれば、順位第一位の少佐は、その順位を第二位の者に明けわたさざるをえなかった。というのも、その順位第一位の少佐が、割増価格を値切るなどしてあくまでも自己の第一位の優先順位を主張して譲らないときは、当該の中佐は、他の連隊の中佐とたがいな地位を「交換」(exchange)することが制度上でできたからで、もしそうならば、せっかくその連隊内に生まれた少尉から中佐にいたる任官・昇任の全連鎖がその当該連隊から失われることになったからである。そして、こうして他の連隊に移った中佐は、最低半年間その連隊に勤めることを義務づけられたが、それを過ぎれば、今度はその連隊内で自分のポストを売りに出すことができた。<sup>⑥</sup>

次に購入によらない昇任は、空席が購入によらずに生じた場合に行われ、次のようなケースがあった。<sup>⑦</sup>（現役の中佐が売官をせずそのまま大佐に昇任した場合。この場合この大佐は、将来将官の地位に昇ることを選択したわけだが、その代償として彼は、彼が中佐に昇任するまでに支払ってきた位階購入金額の回収の機会を、永久に失うことになった。いっば

う空席となった中佐のポストは、購入による昇任希望者・購入によらない昇任希望者の別なく、前任順位第一位の少佐に、購入によらずに与えられた。そして以下まったく同様にして、空いたポストが順次前任順位第一位の大尉、中尉、少尉に与えられ、最後に購入によらない順位第一位の任官希望者が少尉に任官して任官・昇任の連鎖が完結した。なお、この任官・昇任の連鎖が生ずるのは、次の(一)～(四)の場合もまったく同様である。(一)三〇年以上勤続した中佐以下の士官が現役給支給退官、すなわち、half-payではなくfull-payのまま引退した場合。この退官の形式については後述する。(二)現役勤務の少尉から中佐にいたるまでの士官が死亡した場合。このケースの存在は、この売官制がもったある種の苛酷さを物語っている。つまりこの売官制においては、売官の権利を持つ士官が現役勤務中に死んでも、それが戦死であれ病死であれ何であれ、彼がそのときまでに支払った位階購入の金額は、彼の未亡人や遺族にはいっさい返還されないことになっていた。だがこれではあまりにもひどすぎるといので、一八五六年以後、その死が戦闘中の戦死である場合、ないし戦闘中にうけた傷が原因で六カ月以内に死亡した場合に限り、彼がそのときまでに支払った位階購入金額が国庫から遺族に返還されるようになった。(三)定員増で連隊内にポストが新設された場合。ただしこの場合は、次に述べるように、half-payからの、あるいは定員外要員の移籍などで埋められることが多かった。

さてこのように見てくると、売官制といっても、売官(すなわちそれに伴う位階購入)によらずして任官・昇任できる場合がかなりあったように思われてくる。戦時とはとにかく、昇任の機会が大幅に減る平時においてさえ、資産がなくそのため購入によらない昇任を望む士官といえども、その位階で辛抱強く先任序列第一位の順位が来るのを待ちさえすれば、なるほどいずれは購入によらず一ランク上の士官になれるはずであった。だが実際には、彼が昇任できる機会は、ここで想像される程には多くなかった。というのも第一に、たとえ上記のような購入によらない形で空席が生じても、その空席は、half-pay リストの同位階の士官に与えられることが特に平時にはよくあったからである。これは、国庫経費節約のためhalf-pay リストを短縮する政策の一環で、その趣旨で現役に復帰させられた士官は、そこでただちにそのポストを売却

せねばならなかった<sup>⑤</sup>。こうしてこの場合には、購入によらない昇任を望む士官からは、そのせつかくのチャンスが失われることになったのである。また第二として、購入によらない形で空席が、幕僚などの特別勤務のため定員外要員としてそれまで連隊外に出ていた先任順位上位の士官に与えられることもあった。それゆえこの場合は、そこでただちに任官・昇任の連鎖は打ち切られることになった<sup>⑥</sup>。次に第三として重要なのは、もともと購入によらずして獲得されたポストが時間の経過の中で売却可能なポストに転化することがあった、という事情である。一九世紀の初頭来、総司令部は、購入によらずに昇任してきた者で二〇年以上現役で勤めた者にたいし、そのポストの売却を許可する政策を打ち出した。また一八四〇年代からは、購入によらない昇任者で勤続年限が二〇年未満の者でもその年限が三年を越えていれば、総司令官と陸軍大臣の裁可を得たうえでそのポストを売却し、その代金のうちから在外勤務年限については年一〇〇ポンドの、国内勤務年限については年五〇ポンドの退職金を取得して退官することができるようになった<sup>⑦</sup>。つまり、元来売却ができずそれゆえ購入によらない任官・昇任希望者にも割り当てられるはずだった多くのポストが、このような諸政策のためにいつしか売却可能なポストに転化していったわけで、こうしてもともと少なかった購入によらない者の任官・昇任の機会は、クリミア戦争時を別にすれば、一九世紀の進行とともに、ますます先細りすることになったのである。

任官・昇任をめぐる売官制の仕組みはほぼ以上のとおりである。だが仕組みはこれだけのものだとしても、購入による場合とよらない場合があり、さらにそこに、ある一定年限勤めると購入によらずに獲得したポストでも売却可能になる場合が加わるので、かなり多様な売官のケースが生まれることになる。次にそのいくつかを例示しておこう。

今中佐を例にとつて説明すると、まず一方の極に、任官から中佐にいたるすべての地位を売官で獲得したというケースがありうる。一八五六年の売官資格者一覧表<sup>⑧</sup>によると、そのような中佐は近衛騎兵連隊に六名、騎兵連隊に八名、歩兵連隊に二二名、植民地守備隊に一名おり、計三七名を数える（なお中佐数は二二八名——表2参照）。次にその対極には、任官から中佐にいたるすべての地位を購入によらずして獲得し、しかも二〇年以上勤めて中佐のポストの売却資格を得たケ-



スがあるわけで、一八五六年には、そのような幸運な中佐が歩兵連隊に一名、植民地守備隊に三名、計一四名存在した。これら以外のケースは、いずれもこの両極の間のどこかに位置するわけで、次に任官から中佐にいたるまでの位階の一部を購入で、他を購入によらずに獲得してなお二〇年は勤めていない（ということはそのポストを満額で売る資格をもたない）中佐の場合を考えてみよう。一八五六年の売官資格者一覧表によると、この年についてはこのようなケースは意外と少なく、その該当者は近衛連隊に一名、歩兵連隊に一名いたにとどまる。その中の一例として第四九歩兵連隊に属する一中佐を取り上げると、彼は少尉、中尉の位階を  $450 + 250 = 700$  で購入し、大尉、少佐、中佐の位階を購入によらずに獲得しているが、当該中佐のポストを二〇〇〇ポンドで売る資格しかもっていない（満額は四五〇〇ポンド）。これはいったいどうしてなのか、売官資格者一覧表はその間の経緯をまったく語ってくれないが、今仮に彼が、任官からその時まで、half-pay に降りることなく海外に一〇年国内に六年勤務したことにすれば、その時点でのかれのポストの売却価格は、 $700 + 10 \times 100 + 50 \times 6 = 21000$ ポンドとなる。そこで今彼がそのポストを売ったと仮定すれば、この場合も第四九連隊の中に少佐以下少尉にいたる任官・昇任の連鎖が形成され、中佐ポストの公定価格である四五〇〇ポンドがすでに述べたようなやり方で当然集められることになる。だが、その四五〇〇ポンドのうち彼が受け取ることができるのは、むろん二〇〇〇ポンドだけで（といっても実際はこれに割増価格が加わる）、では残余の二五〇〇ポンドはどうなるかというと、それは陸軍予備基金（Military Reserve Fund——通称予備基金）と呼ばれる金庫に払い込まれた。

ところで、この陸軍予備基金なるものだが、この基金は一八二六年に half-pay のかなりのポストを売却することによって創始された。その目的は売官制の資金面での運用をより円滑ならしめることにあり、売官制度上の変更が生み出す新たな、ないし臨時の経費の支払いに充てられた。たとえばすでに述べたように、一八六〇年以降、騎兵士官の各位階の公定価格は、歩兵士官のそれらと同額にまで下げられたが、六〇年以前に任官・昇任した騎兵士官は、退官に際し、当然のことながら彼らが支払った古い公定価格の額を請求できたわけで、そこに生じた新旧公定価格の差額は、この基金から支

払われた。また一八五六年に、それまで「陸軍列車」(Military Train)と通称されてきた輸送部隊の売官制が廃止されたが、この部隊の士官が退官に際して要求しえた位階購入時の公定価格も、この基金から支払われた。いっぽうこの基金への収入は、上記のように勤続二〇年未満の士官の退官に際して生ずる残余金はいったほか、すでに指摘したように、本来購入によらずに任官・昇任が行われるはずの増やされた、ないし空いたポストが、基金の必要に応じて適宜売官に切り替えられ、その売上代金が基金に収められた。なお、half-payとの関連で生ずるこの基金の機能については、本節注②を参照されたい。

### C half-pay について

イギリス陸軍士官職売官制における退職・退官のあり方の基本は、これまでに述べたように、自分が現在就いているポストを売却し、その代金をいわば退職金がわりとして退官するということであった。だが、売官制が砲兵・工兵士官、大佐と将官クラスについては適用されず、また傷病者・永年勤続者など、退官にあたってそれなりの優遇措置がまず是不可欠と思われる人々の存在を考えるなら、士官の退官に関しては、売官と並行してそれ以外のリタイアメントの制度がどうしても必要であった。その一つに、退官後も退官時の位階の現役給を継続して支給されるという現役給支給退官(reduced pay)の制度があり、主として現役復帰が不可能となった傷病士官と永年勤続の老齢士官(ただし三〇年以上勤続が条件)<sup>③</sup>がその対象とされた。この制度は、一八世紀末行われてきた傷病・老齢士官にたいする優遇措置から発展したもので、一八二二年の立法で制度化された。中佐二名、少佐二四名、大尉九〇名、中尉六〇名、少尉三〇名が各位階への定員配分の目安とされており、一八四〇年ごろでは、四〇、〇〇〇ポンド以内、一八五・六〇年代では六〇、〇〇〇ポンド以内で賄うという厳しい予算の枠がはめられていた。だがより重要であったのは、half-payと呼ばれる、いかなれば半退職の独特の制度の存在であった。近代軍制としての売官制度は、それ自体では完結せず、良くも悪くもこのかなりの国費支出を伴

表6 騎兵・歩兵士官の full pay と half-pay :  
日割り (括弧内は年収換算) (単位 £ s. p.)

		full pay					half-pay						
騎 兵	中佐	1	3	0	(419	15	0)	0	10	0	(182	10	0)
	少佐	0	19	3	(351	6	3)	0	8	0	(146	0	0)
	大尉	0	14	7	(266	2	11)	0	5	6	(100	7	6)
	中尉	0	9	0	(164	5	0)	0	3	0	(54	15	0)
	少尉	0	8	0	(146	0	0)	0	2	6	(45	12	6)
歩 兵	中佐	0	17	0	(310	5	0)	0	8	6	(155	2	6)
	少佐	0	16	0	(292	0	0)	0	7	6	(136	17	6)
	大尉	0	11	7	(211	7	11)	0	5	0	(91	5	0)
	中尉	0	6	6	(120	12	6)	0	2	4	(42	11	8)
	少尉	0	5	3	(95	16	3)	0	1	10	(33	9	2)

(典拠) full pay については *Report of Purchase Commission, 1857, Appendix XXXI.*  
half-pay については RW of 14 Oct. 1858.

表7 full pay, half-pay 両公定価格間の差額 (単位 £ s. p.)

	騎兵士官			歩兵士官		
	full pay の公定価格	half-pay の公 定価格との差額		full pay の公定価格	half-pay の公 定価格との差額	
少尉	840			450		
中尉	1190	632	13 4	700	365	
大尉	3225	1034	3 4	1800	511	
少佐	4775	1352		3200	949	
中佐	6175	1533		4500	1314	

(典拠) *Report of Purchase Commission, 1857, Appendix I, (18)*

う退任制度に支えられて、はじめて機能  
することができていたのである。

この当時のイギリス士官は、若干の例  
外を除き、必ず full pay list か half-  
pay list かのいずれかに属した。前者は  
現役の士官、後者はいかなれば引退組だ  
が、後者の士官は必要に応じて現役復帰  
を命ぜられた。half-pay の名のごおり、  
現役給、すなわち full pay の半分程度  
の給料を支給された(表6)。half-pay へ  
の移籍者は、その list にあるかぎり、  
たとえ位階の昇進があっても、給与の面  
では、half-pay への移籍時の位階のそれ  
から上がることはなく、また、half-pay

の位階(これにも公定価格があった)——表7参照)の売官は、一九世紀においては原則として許されなかった。

half-pay の正統的な目的は、次の三つの機能を果たすことにあった。(一)戦闘で傷つき現役復帰が不可能になった士官  
に half-pay、すなわち半給を与えてその地位(位階)と生活を保証する。(二)戦闘中ないしその戦闘参加が原因で病気になる、引退を余儀なくされた者の收容。ただしこの場合は、軍医務当局の証明と三年以上の勤務歴を必要とした。(三)戦時中に増大した現役実員を平時に強制的に half-pay に移し(reduction と称される)、あわせて給与支出の削減をはかる。

ただしこの場合もその対象者は、原則として勤務歴三年以上の者とされた。この(三)の機能は、いうまでもなく、戦時と平時に対応した現役定員ないし実員の調整を目的としており、それゆえこの対象者は、健康体であれば、たとえば上記(一)(二)の引退者に代わって、砲兵・工兵士官の場合はず、騎兵・歩兵士官の場合には必要に応じて、現役復帰を命ぜられた。

だが half-pay の目的は、この三つの正統的な機能にとどまらなかった。というのも一八世紀の末葉来、それらに加えて、正統ならざる新たな諸機能が付与されてきたからである。次にその主要なものを挙げておこう。

(一) 購入によって位階をえた士官は、half-pay list の同位階の現役復帰希望者とその立場を「交換」(exchange)し、一定期間、事情が許せばその後死ぬまで、half-pay に引退することが認められていた。その際前者の half-pay への引退者は、後者の現役復帰希望者から当該位階の full pay と half-pay の公定価格の差額(表7参照)を受け取ることができ、その取引によって、彼がそれまで位階購入に投資してきた金の一部を回収することができた。それゆえこの「交換」を伴う half-pay の機能は、「部分的売官」(the partial sale of commission)などとも呼ばれ、騎兵・歩兵士官だけがその恩恵を受けた。また先に述べた half-pay の正統的機能の(一)が「終身の半給」(permanent half-pay)と呼ばれたのになら、この「交換」を伴う half-pay の機能は、full pay と half-pay の差額を払い戻せば現役への復帰が可能であったため、「一時的な半給」(temporary half-pay)と呼ばれた。だがいずれにせよ、これはかなり問題の制度で、一七八三年に導入されて以来、その功罪が繰り返され議論の対象となった。というのも、導入後から一九世紀の二〇年代にかけては、この「部分的売官」を行う資格に勤務年限の制限がまったくなかったため、金持ちの士官がこの「交換」を伴う half-pay の機能を「悪用」することができたからである。たとえば、彼の所属する連隊が海外に派遣されることになったようなとき、彼は、この「交換」を伴う half-pay の機能を活用して、いろいろと工作の末 half-pay に身を移し、その任を回避するのがしばしばであった。だが一九世紀の進行とともに、それを行う資格として、位階ごとにある一定年限の勤務が義務づけられるようになり、一八五四年には、その無条件の有資格者たるための勤続年数が二一年以上、六一年

にはさらに延びて二五年以上と定められ、この「交換」を伴う half-pay の機能の「悪用」にも歯止めがかけられるようになった。

(二) half-pay の正統ならざる第二の機能は、植民地の副司令官代理 (deputy adjutant-general) あるいは軍需長官代理 (deputy quartermaster-general) に任命された者にかかわる。これらのポストに任命された者は、「交換」なしに half-pay list にも籍を置く特権を与えられた。つまりこの場合には、half-pay がこれらの職務の付加手当の意味をもった。なお兵営等軍の建物の管理人、巡查長、関税・内国消費税の検査官などの職には、「交換」を伴って half-pay に移籍した者が副業として就くことを許されていた。

(三) 次にもう一つ、half-pay の正統ならざる機能として、「特命位階」(unattached rank) の昇任という制度があった。この制度は、一八三四年一〇月二七日の勅令状によって導入されたもので、half-pay list の中佐、少佐、大尉のポストが三つ空くことに、特別に功のあった者一人を full pay から half-pay の一つ上のランクに移動させた。ただしその場合、こうして full pay に生じた空席は、必ず half-pay から一人戻す形で埋められた。

さて以上が、half-pay 制度のあらましである。要約して言えば、それは定年・年金制度に代替する半退職ともいえるき独特の制度で、多くの人がそこで位階の保持と half-pay の支給に満足して引退生活をきめこんでいたが、なかには積極的に現役復帰を望む者、一時の緊急避難的それを利用しようとする者などもおり、これらの人々が一緒にあって売官制の底辺を支えていたのであった。

① 任官について、一八五七年の売官制に関する王立委員会による Military Secretary による Sir Charles Yorke の詳述を参照せよ。Report of the Purchase Commission, 1857, Minutes of Evidence, Qs. 6, 9-18, 76.

② サムエル・ホースターの任官については次を参照。Ibid., Qs. 8, 44, 57.

60-69, 73; 1st Report of the Royal Commission appointed to inquire into the Present State of Military Education and into the Training of Candidates for Commissions in the Army, 1869 (1st Report of Education Commission, 1869, 略) pp. 8-9.

③ Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 19-21, 78-

- 80, 87-91; 1st Report of Education Commission, 1869, p. 9.
- ④ Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 118-120, 238, 252.
- ⑤ The Queen's Regulations of 1868, A(1)icle)s. 138, 142. (Report of the Commission for Over-Regulation Prices, 1870, App. III)
- ⑥ この「要求権」は長官間の慣習に支えられており、事実上権利と同様に行使された。 Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 744-745.
- ⑦ Ibid., p. xxxi, Q. 138.
- ⑧ ハンミンガムの機能については、売官制に関する王立委員会や Charles Hammetley (最大のハンミンガムとイギリスのロックス事務所の所員) が詳しく述べた。 Ibid., Qs. 922-926, 929; The Queen's Regulations of 1868, A. 139.
- ⑨ Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 927-928.
- ⑩ R (Oval) W (arrant) of Feb. 1866, A. 59.
- ⑪ Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 196-197, 2636.
- ⑫ RW of Feb. 1866, A. 45.
- ⑬ Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Q. 3902.
- ⑭ Ibid., Qs. 4354, 4500, 4502.
- ⑮ Ibid., Qs. 115, 3767.
- たまたま表は、一八二八年から五四四年にかけて half-pay と現役給支給退官者の合計がどう推移したかを示したものである。この表は、一口でいえば、ナポレオン戦争の遺産として増大した half-pay 受給者がクリミア戦争が始まるまでの二七年間に三分の一以下にまで縮小した過程を物語っているが、この縮小は、少なからず、国庫経費の節約を目的とした half-pay リストの人為的削減政策の結果である。

表8 half-pay リストと現役給支給退官者の減少

年	人数	年	人数	年	人数	年	人数
1828	8670	1835	6188	1842	4684	1849	3684
1829	8317	1836	5912	1843	4509	1850	3526
1830	7842	1837	5658	1844	4395	1851	3326
1831	7806	1838	5386	1845	4289	1852	3261
1832	7292	1839	5180	1846	4144	1853	2771
1833	6877	1840	5016	1847	4001	1854	2699
1834	6629	1841	4899	1848	3852		

(典拠) Report of Commissioners on Promotion in the Army, 1854, p. 6.

- ⑯ RW of Feb. 1866, As. 67-70.
- ⑰ RW of Feb. 1866, A. 84.
- ⑱ Report of Purchase Commission, 1857, App. II
- ⑲ Report from the Select Committee on Military Reserve Funds, 1868, pp. iii-v. また、一八五七年の売官制に関する王立委員会 (Benjamin Hawes (陸軍省次官) が、この基金の歴史とその時点での実状について非常に詳細な証言を行っている。
- ⑳ この条件は RW of 28 Mar. 1861 にちよって定められた。
- ㉑ 現役給支給退官の制度については次を参照。 Report of Commissioners for inquiring into Naval and Military Promotion and

Retirement, 1840, pp. xxxvii-kli; RW of 14 Oct. 1858, A. 29.

②② 表6に関連して、ここで陸軍士官の俸給につき、次の点に留意しておきたい。それは、彼らの俸給がその社会的地位の割には異常なほどに低かった、ということである。当時の人々の年間所得は、大まかにいって、労働者階級だとまず一〇〇ポンド以下、中流階級は一〇〇ポンドないし二〇〇ポンドから一〇〇ポンドまで、上流階級は一〇〇〇ポンド以上と考えられていたが、表6から判るように、陸軍士官の年俸は、連隊の実際上の指揮官である中佐で中流階級の中程度、少尉では労働貴族といわれた労働者階級上層部と同程度なつしそれ以下、half-pay となるとさらにその半分以下となり、中尉、少尉のそれなどは、明らかに人間としての最低生活をさえ保証してなかった。だから士官たちの生計は、大抵の場合、現役でもはじめから成り立たず、年齢層の低い中尉・少尉は、通常歩兵だと年一〇〇〇〜一五〇ポンド、騎兵だと年三〇〇ポンド以上の仕送りを受けていた (*Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 979-986, 2727-2729*)。大佐・将官クラスの年取も四〇〇ポンド台から六〇〇ポンドぐらいまで、おしなべて陸軍省に勤務する同レベルの文官の給与のます半分ないしそれ以下であった。この士官の俸給の低きは、彼らの社会と制度が、士官はジェントルマンでなければならず、士官の任務は「貴族としての義務」(noblesse obligée)を果たすことにあるのだという理念を前提としていたことと雄弁な表明で、表6の俸給みだから、もともと労働の対価としての賃金ではなく、法廷弁護士や内科医がうける謝礼 (fee) と同種のものであるのが妥当であらう。なおこの点につ

くは、Gwyn Harries-Jenkins, *The Army in Victorian Society*, 1977, pp. 85-8, を参照。

②③ half-pay の制度には騎兵士官、歩兵士官の区別はなく、給料には差はあったが、位階の公定価格は一律だった。 *Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 3707-3709*.

②④ RW of 14 Oct. 1858, A. 49. ただしこの例外は half-pay list の士官が植民地に移住する場合、このみに限りその位階の売却が認められた。 *Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 1321-1322*.

②⑤ この正統的な三機能については、*Ibid.*, Q. 4531; RW of 14 Oct. 1858, As. 42-44.

②⑥ この制度は、砲兵・工兵士官には適用されなかった。 *Report of Purchase Commission, 1857, M. of E., Qs. 1043-1046*.

②⑦ なお「交換」を伴って half-pay に引退した者が、自分の意志である場合は特別の事情(たとえば臨戦態勢にある動員)で現役に復帰するような場合、彼の払い戻す full pay と half-pay の差額は、陸軍予備基金の収入となった。 RW of Feb. 1866, A. 96.

②⑧ *Ibid.*, Q. 4531.

②⑨ *Ibid.*, Qs. 1046, 3456-3457.

③⑩ *Ibid.*, Q. 4531; RW of 6 Oct. 1854.

③⑪ RW of 28 Mar. 1861.

③⑫ RW of Feb. 1866, A. 97.

③⑬ RW of 14 Oct. 1858, A. 53.

## Ⅲ 売官制とジェントルマンの支配——結びにかえて——

イギリス陸軍士官職売官制の全体を総括するとすると、その論点は多岐にわたる。たとえば、この制度の大きなマイナス面である割増価格の問題は、この制度に弁護の余地ない腐敗の性格を付与しており、総括にあたってはまず絶対に無視しえない。またいっぽう、この制度の利点としては、その経済性の問題があり、これも一九世紀におけるこの制度の存続を考える上で無視しえない。年金制を回避したこの制度には、たしかに当時の「安価な政府」という風潮によく適合する面があった<sup>①</sup>。だが、このような諸論点もこの際はただ指摘するにとどめ、ここではもっぱら本論がかかわる「売官制の仕組み」の観点からこの制度の利害得失を考量し、この制度の歴史的な特質を確認することで一応の結論にしたいと思う。

陸軍士官のプロフェッションは、他の統治の諸機能、たとえば議會、中央の内閣・官僚制、法律のプロフェッション（司法）などとくらべても、はるかに濃厚にかつ遅くまで、伝統的なジェントルマンの支配が生き残った政治領域であった。この点は、従来のイギリス軍制史の諸研究が明らかにした今日の通説といつてよい。だが、ここで一つ留意しなければならぬのは、一九世紀の政治支配の主要な問題は、単にジェントルマンの支配が維持されたという点にあるのではないということである。一九世紀という時期は、工業化と都市化を背景に中流階級が目覚ましく興隆した時代であった。ジェントルマン支配の存続とは、だから、より具体的には、この興隆する中流階級を既存の体制内にどう組み込み、かつその上で自らの支配をどう持続させるかという問題だったのであり、この点は陸軍士官プロフェッションの場合も決して例外たりえなかった。そして結論的というならば、一八七一年にいたるまでの時期において、すぐれてこの機能を果たしたのが、つまりこの陸軍士官職売官制だったのである。だがそこに行く前に、陸軍士官プロフェッションの領域では、どの程度の中流階級の興隆があったのかということが当然問題となろう。それゆえ最初にこの問題について一言しておこう。

一九世紀中葉から現代にいたるイギリス陸軍士官プロフェッションの社会的構成については、すでにラッセル<sup>②</sup>、オトリ



表9 陸軍士官の出身階層別構成 (%)

年	貴族	ジェントリ	中流階級
1830	21	32	47
1875	18	32	50

(典拠) P. E. Razzell, *op. cit.*, p. 253.

述していない。いっぽうスパイアズは、一八五四年の士官リストをもとに、大佐と将官につき表10のような研究成果を提示している。この表は軍指導層のみを対象とし、中佐以下の士官に触れていないのが難点だが、中佐以下の位階で貴族・准男爵・ジェントリ以外の出身者の比率が大佐・将官のそれを大きく上まわったであろうことは、まず間違いがない。先の表3にも示したように、そこには、下層中流階級ないし上層労働者階級の出身の下士官からの昇任者も、少ないとはいえ存在したのである。そこで、なお不十分な研究成果であるとはいえ、表9と表10をつきあわせて考えれば、一九世紀中葉の陸軍士官プロフェッションにおける中流階級についての一応のイメージは得ることができるとは思われる。すなわち、ラツェルが示す四〇数パーセントの中流階級の中には、実はジェントルマン・プロフェッションに分類される陸海軍士官、聖職者、プロフェシヨナルの子弟が相当数含まれていた<sup>⑥</sup>。それゆえ、彼の算出した中流階級の数値は額面どおりには受け取

④、スパイアズらの研究がある。これらの研究を通じて、一九世紀末葉から二〇世紀にかけての軍指導層の性格、より具体的にいうなら、将官クラスの軍指導部に一九世紀の貴族・ジェントリの影響力が二〇世紀の中ごろまで残存した状況、が明らかにされた。だが、一九世紀中葉の時点で、陸軍士官プロフェッションにどんな種類のの中流階級出身者がどの程度含まれていたかということになると、残念なことに正確なことはもう一つ明らかでない。ラツェルの研究によるならば、この時期の陸軍士官プロフェッションには、表9に示したように、四〇パーセントを越える中流階級出身者が含まれていた。だがこの数字は、バークの『貴族とジェントリの家系史』に照らしてそこに現れないものを一括して中流階級と定義づけたもので、その中流階級の中身についてラツェルは何も記

表10 大佐・将官の出身階層・職業別構成 (1854年)

	大佐	将官
貴族・准男爵	13	17
ジェントリ	25	29
陸海軍士官	22	18
聖職者	10	4
プロフェシヨナル	5	4
その他*	15	13
不詳	10	15
計 (%)	100	100
総数	122	144

\*商人・技術者・小農・教師・土地差配人  
(典拠) E. M. Spiers, *op. cit.*, p. 8.

りがたいが、もし、そのジェントルマン・プロフェッション出身者のうち、下層の、相対的により貧しい部分をも中流階級と見なすなら、そこには少なくとも二ないし三割程度の中流階級出身の士官が確かに存在していた、と結論していいように思える。なお表9も表10も、非売官制の砲兵・工兵等の士官を含んでいること、それゆえ、本論が対象とする売官制の士官については、その中流階級出身者の数値を多少低めに評価する必要のあることを付言しておく。

さて以上が一九世紀中葉の陸軍士官のプロフェッションにおける中流階級の状況である。それではこの状況の中で、陸軍士官職売官制はこの中流階級出身者を体制内にどう取り込み、かつジェントルマンの支配を存続させる上でどのように機能したのであろうか。一九世紀において陸軍士官の売官制がもっとも激しく批判されたのは、本論のはじめにも述べたように、まさに世紀中葉、クリミア戦争後の五〇年代においてであった。トレヴェリアンを先頭に売官制の廃止論が勢いづき、五六年に売官制に関する王立委員会が成立して、そこで多くの証人が売官制の機能とその利害得失を論じた。それゆえ本論も、これら証人の証言に多くを依拠してきたわけだが、彼らが、その尋問の過程で挙げた士官職売官制の最大の欠点は、位階購入の資力の有無によって人が差別されるこの制度の非人間的な性格であった。士官として命がけで戦場に赴き、また平和時に長年勤勉に務めたからといって、もし彼に位階購入の資力がなければ、たとえ先任順が上位でも、彼は、資力に恵まれた、大抵は彼よりはるか年下の若者に頭越しに追い越され、同じ連隊内で彼の指揮下に立たねばならなかった。それは、証人の一人A・スペンサー准将の言い方によるなら「人の品位を傷つける屈辱」<sup>⑦</sup>であった。また中流階級出身の証人マクファーン大尉は、二一年間現役で勤め、その間中尉の位階は購入したが大尉に昇任するまでに一八年かかり、その間に実に一八回も購入による昇任者によって先を越された<sup>⑧</sup>。そして彼の場合がまさにそうだが、資力がなく先を越されるのは相対的に中流階級出身者に多く、資力に恵まれ先任者を追い越して先に昇任するのは、多く貴族・ジェントリの子弟であった。

ではこのように、位階購入の資力の有無にもとづく差別が広く知られ、とくに中流階級出身の士官によって日常的にそ

表11 各位階獲得時の平均年齢

	騎兵・歩兵士官 (売官制)		砲兵・工兵士官 等 (非売官制)		差	
	歳	月数	歳	月数	歳	月数
少尉	18		18		0	
中尉	20	6	21			6
大尉	26	2	30	11	4	9
少佐	34	10	44	3	9	5
中佐	39	3	50	10	11	7
少将	58	8	70	3	11	7

(典拠) *Letter on Army Purchase, addressed by Sir C. Trevelyan to the Sec. of State for War, in reply to the Report of a War Office Committee, 1 Feb. 1859, p. 7.*

なかつた。<sup>⑨</sup>この出来事は、売官制が人事の停滞を解消する手段としていかに有効であるかを如実に物語っている。だがそれはそれとして、この際筆者が注目したいのは、位階購入の資力に欠ける中流階級出身の騎兵・歩兵士官の多くが、貴族・ジェントリ子弟による頭越し人事の非人間的屈辱を繰り返す味わいながらも、この昇任スピードの速さのゆえに実はこの売官制を支持していたという事実なのである。前記のマクファーン大尉はいう。「私の考えでは、売官制は位階を購入する士官だけでなく位階を購入しない士官の昇任をも同じように加速するので、軍務上こよなく有益であります。<sup>⑩</sup>」また彼は「あなたの連隊では、頻繁に起こる位階購入による頭越え昇任が士官たちに嫌気をおこさせ、彼らに引退の願望をのらせていますか」と問われ、次のように答えてもいた。「それは皆無です。頭越えをされた者は、位階購入能力のある

の精神的苦痛が経験されていながら、五〇年代における売官制廃止の論議はすぐ下火になり、その売官制が一八七一年まで続くことになったのはなぜであろうか。それは、そのいっぽうでこの制度に、その人間差別の欠点を十分埋め合わせる大きな利点と魅力があったからであった。その利点とはこの制度がもたらす昇任スピードの速さで、昇任人事の全般的停滞を解消するこの利点にはほとんど誰もが抗しえなかつた。この点は、もっぱら先任順に立脚した砲兵・工兵士官の昇任スピードと比べてみれば一目瞭然であろう。表11は一八五〇年代後半についてその比較を試みたものである。両者の昇任スピードの差、とりわけ佐官・将官への到達時点で生み出される年齢の開きには一驚を禁じえない。もっぱら先任順に立脚する砲兵士官の人事は、だから概していつも停滞的であつたが、とくにナポレオン戦争直後には戦時中に士官定員が急増したために史上空前の大停滞が起こり、この時には事態打開のため一時的であるとはいえ売官制が導入されなければなら

者と比べて自分の昇任が遅いのを苦々しく思っています。それでも自分の昇任は売官制がない場合よりは格段に速いと確信しております」と。

だが、中流階級出身の士官にとり売官制の魅力は、この速い昇任に止まらなかった。そこにはもう一つより決定的な魅力があったのである。これもまたマクファーン大尉に語らせよう。「最後にもうひとつ、位階購入能力のない士官が期待しうる利点を挙げたいと思います。それは彼が二一年勤めればその当該位階を売ることができるといことです。売官制がなければこういうことはできません。それは貧しい者にとっては、途方もなく大きな恩恵なのです」。つまり二一年、とにかく辛抱強く勤務しさえすれば、彼らとしては莫大な富を手にすることができたのである。ここで当時、一〇〇〇ポンドがどれほどの価値があったのか、あらためて確認しておくのも無駄ではあるまい。当時一〇〇〇ポンドは、たとえは年収の点で上流階級を中流階級から分かつ最低の額と考えられており、いまの日本円に換算すれば、おそらく優に二〇〇〇万円を上まわった。とすれば中佐の中では最低の公定価格である歩兵士官の四五〇〇ポンドが九〇〇〇万円、少佐の三二〇〇ポンドが六四〇〇万円、大尉の一八〇〇ポンドが三六〇〇万円、それに平均的な割増価格を加えれば、それらはそれぞれ一億四〇〇〇万円、九四〇〇万円、五〇〇〇万円に跳ね上がり、近衛連隊士官職の売値ともなれば、まずほとんどが億単位ということになる。退官に際し取得されるこれらの金額は、上流階級の貴族・ジェントリの出身者にとってはとにかく、中流階級出身者にとっては、その後の人生を左団扇で暮らせる、まさに「途方もなく大きな恩恵」であった。売官制が最後に行きつくところは、やはり金の世界だったのである。

このように一九世紀イギリスの陸軍士官職売官制は、結局のところは金の力によって中流階級出身者を既存の体制内に取り込んでいた。だが、この売官制は、同時にそれを通じて、伝統的なジェントルマンの支配を維持するように働いていたことも忘れてはならない。わたしはここで同時代のフランスの文人イポリト・テーヌの言葉を思い出す。彼はいう。「ふつうイギリス人は誰でも、商人、金融業者、事業家は朝から晩まで利益と利益の細目に心を遣わねばならないのでジェ

ントルマンではないし、またジェントルマンにはなりえないと無意識のうちに信じている。(その意見によれば)……金銭や事業にかかわる人はどうしても利己的になりがちだ。彼らには無私ということが解らず、広い寛大なもの見方ができない。……自分の小さな利益に執着するので、とても公共的利益に考えが及ばない。……だから商人、事業家は、彼らが実はその反対物なのだということを証明しないかぎりは一定の距離を置かれてしまおうわけで、彼の家族も支配階級の家族からは受け入れられない。<sup>⑧</sup>」

ジェントルマンをジェントルマンならざる中流階級から区別する最大の指標は、テームもいうようにまさに金銭にたいする態度にあったといえるだろう。そしてこの金銭の面から眺めるとき、この陸軍士官職売官制がもつ重大なからくりの一つが明らかとなってくる。この売官制の適用範囲は、少尉以上中佐までで、大佐とその上の将官、すなわち軍の指導層はそれから除外されていた。中佐から大佐への昇任、すなわち軍の指導層にはいることを望む者は、その時点で、もし彼がそこで辞めるなら手にするであろう莫大な金額の放棄を決断しなければならなかったのである。だから、この中佐から大佐にいたる関門は、彼が本当にジェントルマンであるかどうかを問う究極の試金石、といってもよいものであった。といってもそれでは、この関門を通過した一九世紀中葉から後半にかけての軍指導部がすべて、金銭に恬淡で昔ながらの「貴族の義務」に殉ずる人々であったのかということになると、それはまた別の問題である。割増価格も含めると優に一〇〇〇ポンド以上にも達する中佐辞任時の金額は、ジェントルマンとして金銭には恬淡なはずの彼らにとっても、魅力ある相当な大金であった。それで小さな所領ぐらいは買うことができたからである。half-payの士官と立場を「交換」して将来の昇進の道を確認すると同時に full payと half-payの差額を受領するという「部分的売官」の制度は、彼らの大佐への昇進の決断を容易にさせることを少なからずその政策的目的として生まれてきた、とさえいわれている。<sup>⑨</sup> サッカレイが皮肉ったように、いっぽうに金で動かされる中流階級出身の軍人スノップがいたとすれば、同様に將軍の中にも、世情に疎いバーバラスな軍人スノップがいたのである。<sup>⑩</sup> だがそうであったとしても、中佐から大佐に昇任する段階で、売官

制が、ジェントルマンと非ジェントルマンを分ける金銭の尺度を用いて中流階級出身者を淘汰し、軍の指導層に伝統的なジェントルマンを多く迎え入れるように働いたのは確実で、こうして彼らによる軍の支配が永続することになったのである。

- ① Moses, *op. cit.*, p. 9; *Report of Purchase Commission*, 1857, M. of E., Qs. 1584-1586, 3807.
- ② たとは最近のエドワード・スナイプズの軍制史概説はそれをこう要約している。「イギリス陸軍は、一九世紀を通じてジェントルマン士官の伝統を保持した。……イギリス士官は、生まれ・育ち・教育においてジェントルマンであるか、あるいは連隊社会の中、ジェントルマン然として振る舞える人々なればならなかった。ジェントルマンの服装、礼節、規範を維持することは、士官食堂 (officers' mess) の和合、致を保つ上で不可欠と見なされ、またジェントルマン士官の伝統は、兵の尊敬と服従をかちとりうる必須の条件と考えられた。世紀の末葉このプロフェッションも社会と技術の変化がもたらす衝撃に遭遇し、これらの諸前提は急速に疑問視されるようになったが、それによってジェントルマン士官の伝統は、支配的な影響力を持ち続けた。」(Edward M. Spiers, *The Army and Society 1815-1914*, 1980, p. 1.)
- ③ P. E. Razzell, 'Social Origins of Officers in the Indian and British Home Army: 1758-1962', *British Journal of Sociology*, 14, No. 3, 1963.
- ④ G. B. Otley, 'The Social Origin of British Army Officers', *Sociological Review*, 18, No. 2, 1970.
- ⑤ Spiers, *op. cit.*, pp. 6-11.
- ⑥ ジェントルマン・プロフェッションについては、拙著『ヴァイクトリア時代の政治と社会』(ワネルヴァン書房、一九八〇年)、pp. 125-9.
- ⑦ *Report of Purchase Commission*, 1857, M. of E., Q. 3917.
- ⑧ *Ibid.*, Q. 3501.
- ⑨ *Ibid.*, Qs. 1013-1028.
- ⑩ *Ibid.*, Q. 3895.
- ⑪ *Ibid.*, Q. 3943.
- ⑫ *Ibid.*, Q. 3950. なおヴァンブーン大尉は二年と証言しているが、RW of 1866, A. 84 は、位階売却のための必要勤務年限を after service on full pay of 20 years or upwards と規定している。前節⑤を参照。
- ⑬ Hippolyte A. Taine, *Notes on England*, Trans. by E. Hyams, 1957, p. 143.
- ⑭ *Report of Purchase Commission*, 1857, M. of E., Q. 2634; Harries-Jenkins, *op. cit.*, p. 70.
- ⑮ W. M. Thackeray, *The Book of Snobs*, 1848, Chs. 9-10.

(甲南大学文学部教授)

The establishment of the Canton customs house, which absorbed rather than succeeded the maritime supervisorate at Macao, involved the distinction of *yang-huo hang* 洋貨行 from ordinary native brokers in Canton for the purpose of levies on maritime trade. Both the transaction of foreign trade and the collection of taxes from it were entrusted exclusively to several of the more influential brokers among the *yang-hang* 洋行, who were to be the hong merchants. Under the name of 'security merchants', these brokers were eventually obliged to secure all the duties on Sino-European trade. Since this security merchant system did not work well from the beginning due to a lack of funds on the part of the hong merchants, such remedies as the establishment of the *kung-hang* 公行 (not identical with the 'Co-hong') and the designation of senior merchants were unsuccessfully attempted. Due to a rise in the outside merchants' unscrupulous dealings with foreign merchants, the system worked worse and worse. In negotiations of the Treaty of Nanking, the British had demanded that consuls be substituted as intermediaries between foreign merchants and the customs houses in place of the security merchants, of whom the country traders especially had complained. Nevertheless, although one of the treaty articles provided for the abolition of the 'Co-hong,' the treaty did not actually contain any stipulations to meet the British demand. This fact was to bring about further problems in the tax collection system of the post-treaty Canton customs house.

## The System of Purchased Commissions in the 19th Century British Army

—The appointment, promotion, and retirement of officers—

by

MURAOKA Kenji

Until 1871 the recruitment and promotion of British army officers had been handled through the sale of commissions, a system which dated back to the Middle Ages. This may seem strange if one considers that at that time Britain was said to be the most advanced country in the world, but it is nonetheless true. As Britain did not experience the so-called "bourgeois revolutions" of the 18th and 19th centuries, many of the

institutions of the ancien regime persisted until late in the 19th century, especially within the government. The purchase system for army officers' commissions is, therefore, only one example of these. Thanks to the continued existence of such institutions, the landed peers and gentry could continue to hold on to their traditional power in the government.

It may not be said that the purchase system has attracted much scholarly attention, but certainly there have always been some scholars very much interested in it. Until about 1960 their attention was mostly concentrated on the abolition of the purchase system, brought about in 1871 by legislative action. They generally regarded the abolition as an epoch-making and radical reform and were apt to overestimate the changes that resulted from it. However, since the 1960s its evaluation by historians has completely changed. Nowadays they neither regard the abolition of the purchase system as epoch-making nor radical, because scholarly work since then has clearly shown that the governing power of the traditional peers and gentry was not diminished drastically by the abolition, and that they maintained their stronghold in the army up to the first half of the 20th century.

Thus, sound research on the purchase system has steadily accumulated, but strange to say, few works have tried to clarify the mechanism of the system itself. I have been unable to discover the reason why, although one reason is perhaps that it is too complicated. Nevertheless, clarifying at least the principal aspects of its workings is indispensable to understanding the historical significance of the purchase system as a whole. For this reason I have endeavored in this paper to explain the mechanism of this system as comprehensively as possible.